

## 第 15 回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

### 1. 会議の日時及び場所

日時：令和 6 年 12 月 3 日（火）16:00～18:00

場所：ワйм貸会議室 赤坂スターゲートプラザ 地下 1 階「Room A」

### 2. 議事

- ・ 開会
- ・ ギャンブル等依存症対策推進基本計画（令和 4 年 3 月 25 日策定）  
令和 6 年度上半期までの進捗状況及びその評価について
  - ・ 公営競技のインターネット投票における依存症対策の更なる検討
  - ・ 違法オンラインカジノ対策
  - ・ 医療体制・相談体制の拡充と各機関の連携強化 等
- ・ ギャンブル等依存症対策の範囲について
- ・ 閉会

### 3. 出席委員

阿部恭久委員、池田文隆委員（リモート出席）、イワミ委員（リモート出席）  
大嶋栄子委員、岡崎直人委員、黒沢幸子委員（リモート出席）、辻本哲士委員  
長谷川勢子委員（リモート出席）、浜田節子委員（リモート出席）  
樋口進会長、増田悦子委員（リモート出席）、山口英彰委員  
山本和広委員（リモート出席）、ユウ委員（リモート出席）、吉倉和宏委員

出席した関係行政機関の職員その他の者（ギャンブル等依存症対策推進関係者  
会議運営規則第 2 条第 3 項。以下「参考人」という）の氏名

森川世紀参考人（総務省自治財政局地方債課課長）

橋口牧子参考人（全国自治宝くじ事務協議会事務局次長／東京都財務局主計部  
公債課課長）

大杉住子参考人（スポーツ庁政策課課長）

#### 4. 議事概要

○樋口会長 それでは定刻になりましたので、ただ今から第15回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、オンラインでご出席いただいている委員の方もいらっしゃいます。まず、この会議の定足数は推進本部令第三条第一項で過半数となっており、本日の出席者は15名ですので過半数に達しており、会議が成立しておりますことをまずご報告いたします。

オンラインでのご出席は池田委員、イワミ委員、黒沢委員、長谷川委員、浜田委員、増田委員、山本委員、ユウ委員となっております。なお増田委員は所用のため17時頃で退席される予定と伺っております。

また、委員や事務局以外の会議出席について、当会議の運営規則、第二条第三項に「会長は必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他の者の出席を求めることができる」とあり、本規程により、私から総務省自治財政局地方債課の森川課長、全国自治宝くじ事務協議会事務局の橋口次長及びスポーツ庁政策課の大杉課長、以上3名の出席を求めます。

本日の議事についてですが、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和6年度上半期までの進捗状況およびその評価について事務局から説明を受け、議論を行います。次に、ギャンブル等依存症対策の範囲について議論を行います。本日の議事は以上です。

それでは1点目の議事を進めてまいります。ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和6年度上半期までの進捗状況およびその評価について、事務局から説明をお願いします。

○岸本参事官 右上資料1-1と記載がある資料に沿って説明します。まず1ページ目が公営競技事業者の取組紹介になっています。右上にアスタリスクをつけていますが、下線部分が今の計画期間中に取り組みを開始した事項です。まず、最初の1のところは「広告・宣伝の在り方」ですが、それぞれの事業者にて広告指針を策定いただいて運用開始しました。例示部分で少し紹介していますが、特に競輪について一部広告の在り方について指針に照らして問題があるのではないかとの指摘もあり、販売委託業者への指導を実施していただいた実績があります。評価の部分ですが、それぞれ指針を策定して運用開始するなど、着実に取り組みを実施したということの評価をしています。2つ目の部分に記載していますが、特に販売委託業者に対する研修、いわゆる公営競技であり、売り上げを競うような民間事業とは少し性質が異なる点も踏まえた上で、広告指針遵守の徹底を図る体制をさらに徹底していく必要があると考えています。

次に2の「アクセス制限等」の部分です。3つ目の矢羽根の部分です。資料は3ページにつけていますが、インターネット投票サイトにおける購入制限を視覚的に訴えるための新たな表示方法の導入について、すべての公営競技で今年度中に導入完了する予定です。3ページの、例えば右側のモーターボート競走の部分で「無理のない資金で余裕を持ってお楽しみください」といった表示が流れ、クリックすると詳しい情報に飛ぶことになっています。1ページ目に戻って、4つ目の矢羽根ですが、これは先日、辻本委員からご紹介いただいたような取り組みです。まだ試行的な取り組みですが、オンラインで蓄積したインターネットの投票データを使って効果的に早期発見や早期介入につなげていく取組が既に始まっています。

一番下の矢羽根、ATMについては撤去完了したところですが、評価の部分にも記載がありますが、取組は着実に実施しています。2つ目で、4ページに資料をつけていますが、公営競技は大半がインターネット投票になっていることもあり、オンラインで蓄積したデータを相談実績などと組み合わせて依存症対策につながるような施策が考えられないか、そういう検討が求められており必要ということです。3つ目はアクセス制限措置で、実績は2ページ目に数字を記載していますが、オンラインによる申請など利便性の向上や効果的な周知について検討が必要と評価しています。4つ目の成果は9月の会議で提言もありましたが、後払い方式の決済方法について見直しの検討が求められているということで紹介しています。

続きまして5ページ目、3「相談・治療につなげる取組」で、2つ目の矢羽根に示したところで各種相談窓口を設けて相談事業を実施しているところです。特にアスタリスクの部分は、後ほど吉倉委員から補足説明をいただけたと思いますが、特に予防回復支援センターでは、相談者の電話利用後1カ月後に任意でSNS等を活用して回答いただいてフォローする取組をやっているところです。

評価については2つ目に記載がありますが、今後も効果的な周知や相談しやすい仕組み・手法について検討して、利用しやすい環境を作っていくということが必要だろうと考えています。

続きまして6ページ目は関係事業者のパチンコなど遊技の取組です。「1. 広告・宣伝のあり方」で、同様に指針作成した上で主体的に取り組んでもらっています。「2. アクセス制限・施設内の取組」の2つ目の矢羽根のところですが、自己申告・家族申告のプログラムについてチェーン店であれば、複数店舗をまとめて一括申告を可能とする運用が始まっています。

また5つ目の矢羽根で出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入が行われています。評価の部分は2つ目の申告プログラムの利用促進を図っていくために、効果的な周知方法の検討が必要と考えています。

7 ページ「3. 相談・治療につなげる取組」の3つ目の矢羽根のところ、リカバリーサポート・ネットワークで各相談を受けていただいているという部分です。こちらについても引き続き効果的な周知、相談しやすい仕組み手法について検討いただいて、利用しやすい環境の構築が必要と考えています。

続きまして8ページの「関係省庁等の主な取組①」の部分です。「1. 予防教育・普及啓発」の一番上は我々内閣官房で行っているものですが、効果的な普及啓発の検討とその実施という部分で、インターネットを使った啓発を強化すべきだとか、動画掲載などもっと工夫して啓発していくべきとのご意見をいただきまして、池田委員にもご協力いただき体験談動画を作成し、公開するなどの取組を進めています。2つ目の矢羽根のところは詳細には紹介しませんが、関係省庁がそれぞれの対象に向けて啓発活動を強化していただいています。

続きまして9ページ目の「2. 依存症対策の基盤整備」です。1つ目が地域における連携協力体制の構築で、47都道府県と20政令市がございまして、67自治体のうち58で連携会議が設置されているところです。3つ目の○に記載がありますが、事例調査を行いまして、福祉の窓口である精保センターと債務整理や借金問題に取り組んでいる司法書士会が連携して効果的に相談を実施するという取組が見られているところです。その下の部分は、都道府県は努力義務ですが、推進計画を策定するよう努めることが基本法上規定されており、現段階で43都道府県にて策定済みです。今年度中にあと3県策定できると聞いています。評価の部分ですが、連携会議の設置は進んでいるもののより実効性のある連携会議のあり方について検討が必要と考えています。

続きまして10ページ「3. 相談支援・治療支援」です。相談支援については、先ほどの67都道府県・政令市全てで相談拠点の設置が完了しています。一方で治療機関の整備も徐々に着々と進んでおりますが、依存症専門医療機関については58自治体で設置されており、依存症治療拠点機関は44拠点というところです。地域それぞれの実情・事情があると思いますが、そういったものに応じた支援をしていくということが必要だと思っています。11ページに、拠点相談の拠点医療機関の関係の星取り表をつけています。

12ページの「4. 民間団体支援・社会復帰支援」のところ、関係事業者の方々にも民間団体に対する経済的な支援を実施していただいておりますが、国の方でもそういった取り組みをやっています。ハローワークや受刑者等それぞれの場で就労支援や社会復帰支援といった中で依存症対策の相談や指導も行っているところです。人材確保の部分では、各研修について紹介しています。

13ページ目の「6. 調査研究・実態調査」では、9月の会議で紹介しましたが実態調査を3年ごとに実施しており、アスタリスク記載の通り、ギャンブル等依存が疑われる者（PGSI 8点以上、過去1年以内）の割合は全体の1.7%という結

果でした。「7. 多重債務問題等への取組」で、貸付自粛制度というものがあり、金融庁を中心に SNS 等活用して制度周知等を図っているところです。

最後の 14 ページ「8. 違法なギャンブル等の取締りの徹底」で最近報道等でも違法なオンラインカジノが取り上げられる機会が増えており、計画の中にも違法ギャンブル等の取締りの徹底ということで既に盛り込まれていますが、今期、警察庁で取り組んだ結果です。ゲーム機等使用賭博事犯の検挙状況について表の形で掲載しています。右側の摘発事例のところで、賭客だけではなくオンラインカジノサイトへの誘引者、いわゆるアフィリエイターや決済代行業者の逮捕事例も出てきていると承知しています。

2 つ目の○が、まず何よりも日本国内のオンラインカジノは全て違法で犯罪であるといった点を、この会議でもきちんと認識してもらう必要があると意見いただいております。ポスター等作成して注意喚起も始めています。ターゲット広告も今年度始めており、一番下の○のところに記載していますが違法オンラインカジノ対策関係では別途関係省庁連絡会議が 9 月に開催されています。評価の部分に記載していますが、違法なオンラインギャンブルは大きな問題になりつつあり、今後も関係省庁の連携を強化して対策を一層進めていく必要があると考えています。以上でご説明を終わらせていただきます。

○樋口会長　ここで事務局から説明の補足として、前回会議で提案がありましたギャンブル依存症予防回復支援センターにおける相談データの分析について、吉倉委員から発表いただきたいと思います。それでは、吉倉委員よろしく願い致します。

○吉倉委員　お手元に資料をお配りしておりますが、画面も共有しながらご説明したいと思います。

はじめに、「ギャンブル依存症予防回復支援センター」は、3 ページに記載がありますとおり、ギャンブル種別を問わず 24 時間 365 日無料で相談を受け付けています。相談を受け付けた後、医療機関や様々な関係機関をご紹介しますが、資料左側に記載のように 70%の方が電話のみで終了しているという状況です。

4 ページ目が、「各相談窓口相談実績」ですが、緑色のグラフが本センター相談件数で右肩上がりになっています。一方、青いグラフが以前よりパチンコ業界で対応されているリカバリーサポート・ネットワークの件数で、一番下のオレンジのグラフが公営競技業界で行っているカウンセリングセンターの件数となっています。

5 ページは「相談の時間帯」です。上のグラフが男性、下が女性からの相談で、男性は基本的に夜の時間帯に一定程度の相談件数が続くという状況です。一方女

性は日中の時間に一定の相談件数を受け付けており、午後から夜になると件数が減っている結果で、それぞれ自由が利く時間帯に相談していると考えられます。

次に6ページは「電話を掛けた方の属性」で、青いグラフが本人、オレンジのグラフが親族です。本人5人に対し親族1人というのが大まかな割合となっています。

7ページは、「本人以外」で電話された方々の属性で、22年度・23年度ともに基本的に多いのは紫色で示した親御さんと薄青色で示した配偶者です。また、全体の5%程度ですが、中にはお子さんが相談されている状況も見受けられます。

次の8ページで「電話を掛けた方の年代」を見てみますと、男女で傾向が異なります。男性は10代も含め30代までの方が中心の相談になります。一方、女性は母数が少ないですが、40代から60代までが相談の中心になっており、男女で違いがある状況です。

9ページは「相談対象者の就業状況」です。真ん中に横線が引いてあり、その下側に相談者の年度ごとの状況です。いずれも青い部分、お勤めをされている方が主な相談者となっています。さらに、点線で囲われた仕事がある方を合計すると72%となり、線より上の部分に記載した、日本全国の平均と比較して10%ほど多いのが実態になっています。

続いて10ページは「収入形態」です。収入形態の回答がない方もいますが、横線より上の「回答者全体」を見ていただくと、基本的に7割から8割の方が、給与を含めた何らかの収入で生活をしている方々が相談者の中心です。

11ページ「ギャンブル等依存症以外に抱えている問題」について確認したところ、「精神障害」と述べられた方が23年度は27%、前年度21%となっています。ちなみに、障害者白書によると日本の一般人口に占める精神障害の方の比率は4.9%ですので、精神障害の方が非常に多いことが顕著です。

次の12ページ、「債務整理経験」では約2割の方が、「借金があり債務整理の経験もある方」となっています。なお、オレンジ色の「借金あり」は住宅ローンなどのギャンブル由来でない借金は除外されています。

次の13ページで本人家族に関わらず「電話をかけた方が知りたい内容」は、自分がやめる、もしくは家族をやめさせる方法、あるいは家族であればどのように本人に接したらいいのかという方々で7割を占めます。そのため相談の結果、その電話で終了したい方が多い状況となっています。

続いて14ページの「案内先の割合」では、約7割の方が各年度ともアドバイスのみで終了しています。一方で、「案内のみ」で終了する方は1割強となっています。

次の15ページの「案内先の割合」のページでは、案内先以外のアドバイスの内容も含めて記載していますが、案内先は医療機関が最多で12%、あと精神保健福

祉センターが8%という状況です。

続いて16ページの「セルフチェックツール回答状況」は、公営競技業界全体で行っているもので、ウェブサイト等に訪れて自分で診断された方の結果です。恐らく、気になる方がチェックしているものと思われます。この左側の表では約6割の方が依存症疑いや予備軍と思われる方がこのセルフチェックツールを使っておられ、自身の状況を確認している状況です。

次の17ページに関しては「ギャンブル種類ごとの相談件数」です。パチンコ・スロットが一番多いという状況はこれまでと同じですが、一番右側の「その他」が各年度とも2割ぐらいある状況です。この2割の中身を下の赤い点線中の表で見ていただくと、一番多いのはカジノ、その次が株やFX、その次が宝くじやtotoになっています。ちなみに宝くじは、23年度で245件ですので、totoも含めると競輪の約半分という相談件数です。なお、これは悩んでいらっしゃる方に「宝くじの経験がありますか？」と聞いた結果ではなく、宝くじがやめられなくて困っているという状況の方ですので、念のためお知らせをします。

また18ページの「実生活への影響度レベル」では、実際に相談に来られる方はかなり重篤な状況で相談に来られていることが分かります。

19ページの「自己認識レベル」に関しては、ご自分で依存症だと自覚している方が多い状況です。結果として、ご自分で自覚をして相談に来る方が多く、しかも重篤な状況が見て取れます。

次の20ページは精神保健福祉センターと医療機関等に案内している状況です。「給付申請書送付数」と記載がありますが、これは、診察代を1万円を限度に3回まで支援していますので、その申請の書類をお送りした方の約4割から申請を受け付けている状況です。精神保健福祉センターへの案内数も、相談が増えるに従って件数が伸びている状況です。

21ページの「電話相談後の変化」です。電話相談後にフォローアップのためSMSなどで確認をしていますが、電話相談の後、ギャンブルへの参加日数が減った、参加したい衝動が減った、参加しない自信が出てきた、あるいは費用も減った、というプラス方向への変化の比重が全体的に高くなっている状況です。電話相談が、一定程度回復につながる傾向があるという状況です。

次の22ページについては「サポートコールに集積された情報を踏まえた、センターが取り組むべきテーマ」ということで、精神障害対応をはじめとした課題について記載しています。

次のページから、これらを踏まえ取りまとめています。まとめますと、「自己認識」のある方がセンターにアクセスして来られます。そして何処かを紹介して欲しいというより、この相談で決着つけたい「ワンストップ」の需要が高い状況です。そして、相談後は、「比較的良い状態に変化する」方の比重が高いという

状況です。

次のページの中央にグレーで①②③と記載がありますが、「自己認識」を持っていただいている方に「ワンストップ」で対応し、「プラスの変化」に導いている部分が、このセンターの流れになっています。この「ワンストップ」で対応することにより、様々な「相談データ」が集まってきますので、これらのデータを依存症の疑いの高い方の分析に活用していきたいと考えています。更に「相談データ」の右側に記載のとおり、この「プラス傾向への変化」を顕著にしていく研究も必要と思っています。この資料の上部 B の部分、「インターネット投票データ」に関する部分ですが、インターネット投票ユーザーのデータを補捉できる状況にあるので、本データを依存症の実態把握や注意喚起に活用していこうと考えています。特にこの「相談データ」をもとに「ネット投票データ」を活用することで予防に繋げることが出来るのではないかと考えています。また、「このネット投票データ」と「相談データ」を合わせることで、回復に関して新たな施策に繋がるのではと期待しており、更に深く検討していくことにも注目したいと考えています。更には、この D の部分に記載していますが、重篤な状態で相談に来られるより前に、早期の段階で来ていただくため、「周知・教育」がさらに重要になってくると考えています。このあたりは、関係者の皆様にご協力・ご尽力いただく必要があると思っています。説明は以上になります。

○樋口会長 吉倉委員、ありがとうございました。

ただいま事務局及び吉倉委員から説明があった内容も踏まえて、ギャンブル等依存症対策全般について意見を伺いたいと思います。特に前回会議でも申し上げた通り、「公営競技のインターネット投票における依存症対策のさらなる検討」、「違法オンラインカジノの対策」、「医療体制・相談体制の拡充と各機関の連携強化」、この3つについては主要な論点となっており、それらを中心に議論をいただければと思います。それでは意見や質問がある方は挙手など意思表示をお願いします。阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 このギャンブル依存症予防回復支援センターの案内はどこにされていますか？

○吉倉委員 ポートレース場でステッカーを貼るなど周知していますが、一番効果があるのはインターネット広告です。ネット広告を見てお電話いただくケースが一番多い状況です。

○阿部委員 わかりました。その中で、今見せていただくと、ギャンブルの種別



ごとの相談件数はパチンコが一番多いと言われてはいますが、4ページにリカバリーサポート・ネットワークの相談件数が出ており、パチンコ店の場合はトイレの小便器や大便器にリカバリーサポート・ネットワークのポスターを貼ることを指導しています。そうすると必ず止まっておりますから目に入るわけですね。それと同時に今、第三者機関に全国のお店の貼付状況の確認をしてもらっていて、全国の店舗を1周して今2周目を実施中ですので、そういった問題のある方は直接リカバリーサポート・ネットワークに電話をかけてこられると思います。要はそれ以外の人たちがそちらにお電話するのが一番多いという部分が理解しにくいです。逆に言うと、他のギャンブルをされる方が一緒にパチンコをされているのか、その辺の分析はどうなっておりますでしょうか。

○吉倉委員 回答申し上げます。何故パチンコが多いのかは、利用者が多く一般的だからだと思いますが、パチンコの利用者を狙った広告を打っているわけではなく、このような結果になっている次第です。更に、複数のギャンブルを行っている方がおられますのでギャンブル種別の件数を合計しますと相談件数を超えることとなります。パチンコだけではない方もたくさんおられます。なお、宝くじとパチンコは併存されている方が多い状況ですので、何をやめられなくなっているか、種別を分けて確認した結果、パチンコが多かったという状況です。

○樋口会長 辻本委員どうぞ。

○辻本委員 素晴らしいまとめ方、ありがとうございます。13ページで7割の方が1回の相談で終わってしまうということは、相談者が最も聞きたい「やめさせる方法がありますか」という質問に対して「ありません」と回答した場合、それは1回のみで終わるでしょうし、その辺の回答や加減、相談を受ける側がどのように繋げるつもりなのか、マニュアル通りの答えがあるのか、その辺の対応のやり方と、あと受け皿として全部受け入れ可能かを、教えていただけますでしょうか。

○吉倉委員 15ページのグラフの左側5つが案内先です。案内以外の「代替行動を勧める」「本人への接し方について」「お金の管理・使い方のアドバイス」も相談への回答になっています。「やめさせる」と言っても、相談者のニーズはやめさせる方法であっても、ずっとギャンブルのことを考えている所から緩和させる方法をお伝えするのも対応となります。なお、1回で終わらずニーズに合わせ何度も相談を受けることも当然あり、決まった形はないと考えています。よろしいでしょうか。

○辻本委員 はい、依存症対策はやはり継続して取り組むことが大事と思うので、このような窓口の存在はありがたいと思います。引き続きお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。

今日の議題の中心は先ほど申し上げた3つの「インターネット投票」「違法オンラインカジノ」、それから「医療・相談体制」ですので、このあたりで意見をいただくと大変助かります。増田委員、どうぞ。

○増田委員 ご説明ありがとうございました。質問は、基本計画の概要スライド1のところでは評価の一番下にクレジットカードと後払い方式の決済方法の見直しについて検討が求められていると記載がありますが、どのような方向性の検討が求められているのか簡単で結構ですので教えていただけますでしょうか。

○岸本参事官 これは先ほどもご説明しましたが、9月に出てきた要望書の内容に沿っているものです。対応については関係事業者ごとに今後検討していただくことになってはいますが、例えばボートでは既に後払い方式は採用しておらず、競馬については月額10万円の上限額を設定していると聞いております。今後については、上限額の適切性や記載の通り後払い方式自体をどうするのかといった点に関して、それぞれの事業者で検討いただくということになるかと思っています。

○増田委員 ありがとうございます。クレジットカード上限額を検討いただく旨は、ぜひお願いしたいです。それから後払い決済に関しては様々な問題が浮上っております。若年者の多重債務にも直結しているケースがあり、また事業者が悪いということではないですが、後払い決済サービスの事業者による与信判断ということで、やはり規制が緩い部分に問題が起こりやすいという状況があり、その辺を踏まえた検討をしていただく必要があると思われました。この部分は意見です。よろしくお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 公営競技のインターネット投票における依存症対策ということですが、前は辻本委員からモーターボート競走についての取組の話があり、我々としてはまだそこまでは至っておりませんが、JRAでもインターネット投票会員に

関するデータを保有しています。このため、保有データを用いて、ギャンブル等依存症対策を見据えた分析を行い、実効性のある対策の検討に取り組んでいきたいと思っています。

○樋口会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。辻本委員どうぞ。

○辻本委員 以前、危険ドラッグが日本に流入し始めた際に、日本が水際対策をしっかりやったことで、その後ある程度収束していったと感じています。違法オンラインカジノの場合の水際対策の現状について、警察庁から回答いただけませんかでしょうか。

○警察庁 警察庁です。ご指摘の問題につきましては、実態調査を今年度予算で実施しており、結果が来年1月末に出る予定です。その内容を分析した上で改めてご報告差し上げたいと思っています。以上となります。

○辻本委員 違法だとギャンブルの依存症だけの問題ではなくなり、本人は刑罰を科せられると考え、余計 SOS を出しにくくなると推察いたします。違法ではあるものの相談もしっかり受けられる仕組みが必要だと思います。危険ドラッグでも覚醒剤でも違法オンラインカジノでも、違法だから助けないという方向ではなく、相談として受け入れていく体制を作っていくことについても検討いただけるとありがたいです。

○樋口会長 ありがとうございます。ユウ委員お願いします。

○ユウ委員 携帯電話や SNS でオンラインカジノを検索すると、警察庁の「オンラインカジノを利用することは違法です」という表示がトップに来ます。その後に、オンラインカジノおすすめランキングなどのサイトまたは、そういう記事を出している業者がいます。それで誘導するようなサイトが沢山あります。そういうサイトの取締を強化していただきたいのがひとつです。それと、それに伴う仮想通貨取引の制限やその根拠となる法律的対策をしていただきたいというのが私の意見です。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。その他いかがでしょう。浜田委員どうぞ。

○浜田委員 先ほどより詳細なご説明をいただきありがとうございます。経済アナウンサーの浜田です。本日の議題の1つであるオンラインギャンブルに関しま

して、ギャンブル等の仕組みのリスクについては金融教育の中で社会全体でより触れていく意義があると考えています。例えば、オンラインギャンブルによるトラブルを目に見えない水面下で未然に防ぐ、未成年などの若年齢層に対しての相談窓口の拡充や、家族の相談に応じる家族支援の拡充、当事者家族にどう繋げていくか、相談までの流れや現状相談機関の横の連携が構築されてきている中、さらに踏み込んだ仕組みづくりを構築する時期に来ていると考えています。関係省庁においても、連絡会議を開催されるなど、より踏み込んだ議論を行っていただいております。活動の継続、具体例などを交えて予防教育や、周知徹底の注意喚起をさらに実施していく重要性を切に感じております。また、先ほど説明いただきました、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の資料の8ページに関係省庁の主な取り組み①で予防教育普及啓発における金融経済教育の機会提供に向けた体制整備の中で、今年4月の金融経済教育推進機構の設立がありました。そこで所属されている認定アドバイザー向けの金融経済教育の一環として、ギャンブルと依存症対策の予防教育に向けた項目をぜひ検討していただきたいと考えています。金融庁関係者がおられましたら、そのあたりの進捗状況を伺えますでしょうか。

○金融庁 金融庁です。ご意見ありがとうございます。委員ご指摘の組織については、立ち上げてまだ半年足らずですが、多重債務者、保険、金融商品など、様々な項目に取り組む必要があるところです。委員ご指摘の内容については、機会がありましたら、金融経済教育推進機構にご紹介させていただければと考えています。以上です。

○浜田委員 ありがとうございます。ぜひご検討よろしく願いいたします。

○樋口会長 私は医療関係者なので、少し医療の話をしたと思います。本来治療を受けなければいけない人の中で治療を受けていない人の数や割合を治療ギャップと呼びますが、アルコールや薬物と比較してギャンブルでの治療ギャップが非常に大きい。私も正確には覚えていませんが、厚労省のデータによると、令和2年度にアルコール依存症で受診された方が10万人程度いて、一方ギャンブルは医療機関を受診された方が3,000人台ということで、1/30程度しかいないそうです。もちろん受診者数は増加してきているものの、一方で最近行われた厚労科研のデータでは、ギャンブル依存治療をしている全国15施設で調査して、ギャンブル依存の方々の臨床的特性や受診後の「治療の転帰」と言いますが改善率を見ると、6ヶ月で50%以上の方々がギャンブルをやめており、仮にギャンブルをやったとしても、ギャンブルをする回数や賭けた金額がかなり減っているという状況がありました。私見になりますが他の薬物やアルコールと比較してかなり有

効性が高いと感じています。ですので、医療にアクセスできる状況や、あるいは本人たちが医療を受診する受け皿の数が今後さらに増えていくような対策を考えていただきたいと思います。

それから先ほど、吉倉委員から説明があった相談センターに相談された方々は軽症の方が多いのではと思います。ですから相談1回で行動が変化したのかもしれないのですが、医療を受診される方はやはりかなり重症の方が多いので継続的に診ていく必要があります。それにしてもギャンブルをやめている人の割合が高いということなので、ぜひ医療の拡充・充実をお願いしたいと思います。

次に大嶋委員どうぞ。

○大嶋委員 大嶋でございます。今日最初に説明いただきました令和6年度上半期の進捗状況と評価について、資料1-1での意見です。9ページの関係省庁の主な取組の部分で、連携会議の設置、それから都道府県の計画が順調に進んでいる点については大変喜ばしいと思っています。一方で連携の中身についてです。私自身は北海道札幌市でNPOを主催しており、法人はこの連携会議に出席させて頂いております。今日いろいろな話を聞いて感じましたが、本来こういったパチンコを始め、ポートルースなど様々なギャンブルは社会で生きる人たちの気晴らし、楽しみといった活動のひとつで、それ自体に問題があるわけではないと思います。しかし一方で、その使い方に様々な課題を抱えてしまう人が出てくる部分が、非常に問題性の高いところだろうと思います。せっかく連携会議をやっている、いろいろな団体が顔を揃えてくださる部分が良い所でもある反面、出席関係団体がどのように連携していくのか踏み込んだ会議を行えているところが少ないのではとの印象があります。今日、吉倉委員から発表があった24時間365日の相談も、私自身で非常に合点がいくのは、やはりアクセスが容易であることと匿名性が守られる部分です。あと、やはり24時間行う相談窓口はなかなか無いです。特に、公的窓口では非常に時間が限られており、男性の方がアクセスしづらいという特徴があります。

ただ、一方でこの連携会議に参加している各機関はまだこういった24時間365日アクセス可能な相談があることも承知していないと思いますので、せっかく行われている連携会議の連携のあり方にもう少し踏み込んで、どのような連携で今後このギャンブル依存症等の対策協議会の中で目指すべきものとして取り上げていくのかについて、より深い議論があってほしいと思います。

それぞれの機関が何をやっているかということだけではなく1つの架空事例などを通じて、この事例の場合には、さっきの障害との関連という話も出ていましたが、誰がどのようなことを、それぞれ地域の中でやっているのか、あるいは可能かという点も、より具体的になっていくと思います。それがないと本当に重篤

になってから医療機関をリファーされても、医療機関に行くということも実はとてもハードルが高く、その背景にはやはり依存症と診断されることに関する社会的スティグマのようなものも非常に強く、うまくライトな相談からヘビーな相談まで網羅するような形の連携になったら良いということを申し上げました。以上です。

○樋口会長 ご意見賜りました。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 先ほど話がありました通り、ギャンブル依存症予防回復支援センターの資料の18ページに、実社会にどれだけ影響が出ているかということで言うと、借金があり生活が破綻状態にある方からの相談が多いので、病気かどうかは別にして重篤な方が相談に来ておられる状況です。そういった意味で最後のページに記載しましたが、今ご指摘があったとおり、なるべく多くの方の理解や周知を広めることで、相談してくださる方がもう少し軽い状態のときに、いつでも連絡ができるようにする必要があると考えています。ご意見いただきました通り、多くの方々にご協力いただいて周知徹底のご協力を賜りたいと考えています。以上です。

○樋口会長 岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員 岡崎でございます。先ほどの吉倉委員の資料、大変興味深く聞かせていただきました。質問したいのですが、精神障害の方が非常に多いということは非常に印象的でしたが、何の精神障害かという点はまだ聞いておられないということではよろしいでしょうか。例えば、ギャンブルでは発達障害との関連がよく指摘されますが、もし内訳があればご教示いただきたいと思います。無ければ発達障害を分けて聞いていただいても、これだけ母集団があるので意味があると思います。あと印象としては精神障害の方が30%弱おられるが、仕事を持っておられる方も平均より多いという部分に疑問を持ちました。それから、依存レベルはかなり借金をしている状況とのことでしたが、アルコール依存のケースだと体を壊してしまって無職の方も結構おられると思いますが、ギャンブル依存の場合は収入もあるので、この場合はどのような方々なのか考えていました。それを区分する上で発達障害というのを聞いていただくのも良いかなと思いました。以上です。

○吉倉委員 ありがとうございます。精神障害の内容に関しては、こちらから聞かないようにしています。それと、有職者が多い状況ですが、所得があってもギ

ャンブルでそれ以上の借金をして生活破綻してしまう状況の方々と理解しています。また、仕事と精神障害の関係性については、十分把握できておりません。働いてから疾患が判明したのか、障害者雇用されている方々なのかという点は調査できてないという状況です。よろしくお願ひ致します。

○樋口会長 ありがとうございます。一般的にギャンブル依存の患者さんたちを拝見すると、うつなどを中心に精神的な合併症を持った方が非常に多く、自殺率が高いとか自殺の未遂、あるいは希死念慮を持った方がたくさんいらっしゃるの、それも一部反映されているかもしれませんね。

辻本委員どうぞ。

○辻本委員 前回は話した公営競技のインターネット投票に関する話で、公営ですので自治体なら大きな収入になり、国民の楽しみでもあり、それ自体は悪いことではないと考えております。依存症対策を各自治体の中でだけでやっていくとなると、なかなか進まないの、やはり国が積極的に依存症対策をやっていくメッセージと言いますか、ムード作りをしていただけるとありがたいです、よろしくお願ひいたします。

○樋口会長 黒沢委員お願ひいたします。

○黒沢委員 黒沢です。吉倉委員、詳細な調査のご報告をありがとうございました。調査の中で、サポートコールに集積された情報を踏まえたセンターが取り組むべきテーマとして、いくつかの観点をわかりやすくまとめている中で、2番目に挙げられている、「30代以下の若者層の方々が抱える問題への対応」について、しっかり記載していただき、的確にその課題を示していただいたと感じております。その中でパチスロが多いものの、やはりその他としてオンラインカジノが多いということでした。他委員からご意見があったように、カジノの違法性について特に学生などの若い方々はほとんど理解していないと考えられます。これについては、さらに徹底した周知を行う必要があります。また、すでに増田委員からもご意見をいただいておりますとおり、後払い決済などのからくりについて、学生の立場からしっかり理解していく必要もあります。資料でも言及していただいたように、単なる金銭問題ではなく、大人になりきれない未熟な若者の問題としての対応が必要であり、単なる金銭問題や精神障害だけでは割り切れない観点も必要になると、大学生の姿や学生相談の立場から感じております。これからも吉倉委員にはこのような詳細な分析を若者の傾向や特徴も含めて進めていただくと同時に、インターネット投票も分析していけるとということでしたの

で、それらについても是非引き続き情報提供頂ければと思います。日本のほとんどの大学には学生相談がしっかり根付いており、学生相談の運営側は、ただ相談を受けるだけではなく、様々な学生の不適応なりメンタルヘルスの課題について、多くの学生に向けた予防的な心理教育などにも取り組む立場にあります。このような情報を提供いただくことで、ギャンブル等依存症に対する啓蒙という視点を超えて、より学生の心の課題に沿った予防的な心理教育を工夫して考えられると思います。また予防教育という意味では、具体的に申し上げられませんが、大学には1年生ぐらいで専攻に関わらず受講する教養科目のような講座があり、そこでギャンブル等依存や金融問題などを複合的に教育出来るような取り組みが必要とも感じます。今日は文部科学省の方もいらっしゃると思いますのでお話していますが、本当に今、若者は私たちの想像を超えて、インターネットを通して、便利さと引き換えに多大なリスクに晒されています。待ったなしの課題として、その教育的な対策もしっかりやっていただくことをお願いいたします。

○樋口会長 ありがとうございます。まだ他に意見があるかもしれませんが、時間の関係でこの議題はいったん終わりにして次の議題に進んで参りたいと思います。

続きまして、ギャンブル等依存症対策の範囲について、宝くじ及びスポーツ振興くじの取扱いを議論したいと思います。まずは宝くじを所管する総務省及び全国自治宝くじ事務協議会事務局、またスポーツ振興くじを所管するスポーツ庁からご説明をお願いできればと思います。

○森川参考人 総務省でございます。本日は説明の機会をいただき、ありがとうございます。最初に宝くじの基本的な仕組みについて話をさせていただき、その上で具体的にどのような自主的な取組を行っているかについて紹介させていただきます。

まず、宝くじの仕組みについてです。資料の2-1、1ページ目でございますように宝くじは制度上射幸心を煽らない仕組みになっております。1つ目の矢羽根にあるように当せん金率は5割以下とされています。あわせて1等の当せん確率は極めて低く設定されています。2つ目の矢羽根ですが、インターネット専用くじを含めて、全ての宝くじは当せんが完全に偶然性により決まり、予想ができない制度設計であり、基本的にのめり込みにくい仕組みになっています。

こうした点も踏まえて、刑法上、富くじ罪と賭博罪は区分されています。このあたりの考え方をご参考までに記載させていただきました。その上で3つ目の矢羽根ですが、当せん金は抽せん日の翌日以降に当選者に支払われる仕組みになっており、お金を注ぎ込むことが起こりにくい仕組みになっています。



○橋口参考人 続きますして、全国自治宝くじ事務協議会から依存症対策のための自主的な取組について説明いたします。

お手元資料の1ページです。皆様ご存知の通り長年の間、国民の娯楽として楽しまれてきた宝くじですが、ギャンブル等依存症の疑いのある方が購入することもある点も踏まえて、発売団体の私どもも以下記載の通り依存症対策のための自主的な取組を進めています。

1つ目ですが、相談対応者の設置です。宝くじコールセンターに専門家研修を受けた相談対応者を設置しています。2つ目はウェブサイトにおける購入制限として、宝くじ販売における売り場とウェブサイトの割合は7対3で、現在ウェブサイトが占める割合は低くなっていますが、ウェブサイト上にて以下対策をすでに行っています。1点目は、本人または家族の方からの申告により購入を停止させていただいています。2点目は、1決済あたり10万円を超える購入を制限させていただいています。3点目は、1か月あたり10万円を超える購入を制限するという形になっています。また確率の周知ということで先ほど総務省から説明いただいた通り、当せん確率自体は低く設定していますが、その確率につきましては明記して売り場で周知させていただいている通りです。なお、この相談者対応の設置のところで言い漏れましたが、今のところ相談実施の実例はゼロということになっています。また、宝くじとギャンブル等依存症との直接的な因果関係は実態調査においても明らかになっていないと認識していますが、今後も皆様に宝くじを健全に楽しんでいただけるよう、さらなる普及啓発の実施などの自主的な取組を拡充することを検討して参りたいと考えています。さらに依存症に係るリーフレットを売り場に設置させていただきたいと考えています。また、併せてメールマガジン等におきまして、依存症にかかる啓発実施を考えております。

2つ目でございます。ウェブサイトにおける取組の強化です。宝くじコールセンターにて、依存症の相談を受け付けていることをウェブサイト等に明記して周知したいと考えています。また、宝くじの当せん確率をウェブサイトにも明記し周知したいと考えています。

3つ目は、この他、購入履歴を活用してデータ分析を行いまして、例えば購入画面での注意喚起を行うなど、ウェブサイトにおける更なる取組について検討させていただきたいと考えています。以上です。

○大杉参考人 スポーツ庁です。資料は2-2になります。スポーツ振興くじの仕組みと依存症対策に関する自主的な取組についてです。まず振興くじの払戻率、あるいは当せん確率は記載の通りです。また週末開催の試合を対象とした週1回程度の販売頻度のため、年間の販売回数が限定的です。なお自主的な依存症対策

に関する取組として、独立行政法人日本スポーツ振興センターにおいて、当せん確率及びくじの組み合わせ概要の表示や、過度な期待感を抱かせないような広告の実施、あるいは19歳未満のくじの購入防止の徹底、購入口数やクレジットカード利用月額の上限設定、対応マニュアルの作成などの取組を実施しております。

今後、本センターにおいてこれら取組を継続するとともに、様々なデータ分析を踏まえて広告宣伝のあり方やクレジットカードの利用上限、依存症関連の問合せへの対応について更に検討して参ります。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。それではただいまの内容について質問や意見等があれば挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 資料をお配りしておりますが、今ご説明いただいた内容で、我々公営競技との比較を取りまとめました。「宝くじと射幸心について」のページからスタートします。

まず「射幸心」は一般的には耳慣れない言葉ですが、偶然の利益や幸せを頼む心、広辞苑などでは「望む心」と記載します。まぐれあたりを狙う気持ち、これを煽らないようにしようというのが一般的になっています。

2ページでは、先ほど事務局からも説明がありましたが、公営競技は広告宣伝指針を行う際のルールを設けております。この中で①払戻等の換金行為に関する表現では、戻し等の換金行為に関する表現を止めましょう、②では高額な払戻金や儲かることをイメージさせるような表現も使用しないようにしましょう、③著しく払戻金の獲得が容易であることを暗示するような表現もやめましょう、④投票券の的中または不的中を過度に強調する表現もやめましょう、という指針としております。

今回、①②換金行為に関する表現や、高額な払戻金を想像させるようなものをやめましょうの部分でみると、「年末ジャンボ10億円」の部分は、まさに①②に該当する内容ですし、③著しく払戻金の獲得が簡単だと暗示するような表現では、真ん中の「7億円出ました」という表現が該当します。④投票券の的中または不的中を過度に強調の部分では、「いつでも買える、すぐ結果出る」などとクイックワンの表現が該当しますので、公営競技と比較して、この「射幸心を煽る」という点が、宣伝に関しては一定程度該当している状況と考えるところです。

また、3ページのクイックワンは「ウェブサイトでくじを買う」という建付けですが、この内容を紹介させていただきます。私たちは試しに2024年6月に第99回のインターネット専用全国自治宝くじクイックワン「クレーンゲーム」を1,000円分、100円×10回買ってみました。購入方法はクレジットカードで後払

いです。画面遷移を左上から添付しております。最初の登録後に、いくつかゲームが選べますが、今回はクレーンゲームということでスマホにてトライしました。結果、ぬいぐるみをクレーンで吊り上げて、それを穴に落とすことで、3等当選がすぐに出ました。更に、100円×10口買っていますので、このクレーンゲームを10回繰り返します。そうすると途中でクマが落ちて「残念…」などの表示が出るなど、10回繰り返した後に最終的な結果表が出てきます。ちなみに今回10回やったところ、10回中5回が当たりました。まず1つは2等の500円、そして3等の100円が4つで900円当たった結果です。1,000円賭けて900円が戻ってきたので、比較的割合は良かったのではないかと思います。賭けた回数からすると、10回に対して5回当たる状況になっています。繰り返しこれを続けられる状況で、すぐに結果が出て更に賭けることが出来る内容になっていますので、「射幸心を煽らない」という観点では一考の余地がある内容と考えられます。

その次に、宝くじとギャンブル等依存症の因果関係についてです。特に因果関係はないということですが、6ページに第2回の本関係者会議の議事録を添付しました。当時の事務局の中川総括官からギャンブル依存症のエビデンスに関して、この赤いアンダーラインの入っている部分で、「エビデンスは何か？という部分については、必ずしも医学会も含めてあるいは社会学会や保健学会、色々な分野の中でも命題として収れんしているものではないと理解しています。」さらにアンダーラインの2つ目です。「この計画案も何かエビデンスに基づいて対応すれば、問題のかなりの部分が解決するという前提に立って作られているというものではなく、いろんな関係者が参加するネットワークを作らなければいけない」というところで本計画が策定されています。ですので、この因果関係に関しては、ここに集まっている委員の皆様におかれましては、特に明確になっていないものを何とか依存症の予防回復に努めて対応しようということで、知恵あるいはネットワークをつくっている状況です。そのため、因果関係の有無は特に指摘として当たらないと考えています。

7ページ以降は宝くじへの依存についてで、先ほどの支援センターにおける相談状況です。8ページの右下に記載しておりますが、宝くじの相談実態として2023年度は245件の相談がありました。245件の相談ですので先ほど述べた通り、これはオートレースの倍の相談件数です。これはあくまでも宝くじをやっていたということではなく、やめられない状況、あるいは生活が厳しい状況になっている方から相談があり、その件数が245件という状況です。ちなみに年齢は他の公営競技とは異なり、40代、50代の年齢層が高い傾向です。

9ページでは、実際にどんな相談があるのかという部分です。これは2023年4月の相談内容ですが、「主にパチンコ、宝くじ。ロトは1回に3,000円程度で、パチンコは1日で14万円負けており、借金したもののペイジーで詐欺に遭い、弁

護士が入っている状況です。お金がない。馬鹿らしくなってきた。今は行きたくない。でもお金が入った時にまた行ってしまうかも。宝くじはギャンブルにならないでしょ？」と発言がありました。宝くじはギャンブルではないという認識による安心感や、宝くじは別だよねと考えておられる方がいるという部分が課題ではないかと思われまます。その下は女性の方で、ネットの宝くじサイトに賭けた分の3割、4割は勝っているとのことで、手軽さゆえに時間があるとなついついやってしまうようです。3割、4割というのが回数なのか購入枚数なのか金額なのか定かではありませんが、くじ運があるという認識でついついやってしまう状況です。

続いて次の10ページ記載の50代男性です。障害者年金で生活されているとのことで借金もある状況です。「大丈夫。障害者年金で生活している。既に2万円購入しているが、どうしてもあと1万円購入したい。衝動を抑えられないので、今日購入して、外れれば明日購入するのをやめる。30年宝くじを購入し続けているのでやめることは不可能」とのことです。次の方はパチンコに負けたのでナンバーズを買ったということで、一応生活には問題ないと話をされていますが、電話相談されていますので課題のある方と認識しています。

このような形でパチンコもやめられない方、あるいはギャンブルじゃないから大丈夫だとおっしゃる方がおられる以上、一定程度宝くじについても課題があると思っております。この辺りの課題はその他の委員の御意見も参考に検討が進めばと考えています。よろしくお願ひ致します。

○樋口会長 ありがとうございます。それでは意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。長谷川委員、お願ひします。

○長谷川委員 愛知県保健医療局の長谷川です。宝くじについて依存症対策の範囲を決めるという話もございましたので、依存症対策の重要性を理解して依存症対策のための取り組みを自主的に行っていることを、本日説明の中で理解しております。宝くじは国民的な娯楽として長い間親しまれており、他のギャンブル等と比較して明らかに経験者が多いのは事実だと思います。他方で実態調査にて依存症が疑われるものの中では、一番お金を使ったギャンブルに宝くじを挙げている事例は非常に稀な状況であったと前回説明からも思います。今回の調査結果からも他のギャンブルとの相違は明らかであるという部分があり、宝くじと他のギャンブルを一律に取り扱うことはやはり同等ではないと懸念があつて反対するものであります。本日の説明の通り、宝くじはすでに依存症対策を行っているということもあり、今後さらに取組を拡充して深めていくという方向性も示されていますので、その方向性で自主的な取組を強く進めていただきたいと思ひます。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。その他いかがでしょう。山口委員どうぞ。

○山口委員 宝くじに関してギャンブル依存症と因果関係があまりないというか、明らかになっていないという説明が参考人からありましたが、2回ぐらい前の会議の場で、ギャンブル依存症になった方々の相談等を受けておられる他の委員の方のご意見として、ギャンブル依存症になった方が回復されたものの、先ほど吉倉委員から紹介があったように、宝くじぐらいは良いだろうとか、宝くじはギャンブルじゃないということで宝くじをする方がいるということです。ギャンブル依存症がせっかく回復しているのに、宝くじ程度であれば良いでしょうと言って、そこからまたギャンブルにのめり込むことがあってはならないと思います。

そういう点では、ギャンブル依存症という観点から見れば予備軍かもしれませんが、軽度かもしれませんが、やはり国としての対策の中に一緒に入れても良いと思っています。既に、自発的に自主的な取り組みをやっておられるということです。それを樋口先生はじめ専門家の方々にも見ていただきながら、より実効性の高い、国内のギャンブル依存症患者を減らしていく施策につなげていただければと思っています。

○樋口会長 山本委員どうぞ。

○山本委員 私も今年度からこの会議に参加しており、前々回の会議で、ギャンブル依存症で生活困窮に陥った相談者の中で宝くじが原因という方は聞いたことがありませんという発表をいたしました。その回にて委員からも同じような意見もございましたし、あってもごく少数ですよという意見もあったと思います。今日の会議でいろいろ総務省や発売元からの説明も聞いて私が感じたのは、宝くじは当せん確率が低いことや、全くの偶然のものであり予想ができないこと等々考慮すると、他のギャンブルとはやはり仕組みが違うんだなということがよくわかりました。今日、また色々な取組を自主的にしている内容を聞いて、先ほどの山口委員からも国として取り組むべきでしょうという旨の発言もありましたが、他のギャンブルと仕組みが異なるものを同じ土俵に上げて同じ対策を講じることで、本当に実効性を上げることができるのか。やはりそれは違うだろうと考えます。それよりは、宝くじは仕組みが異なりますので、宝くじ独自の対策をより一層自主的に取り組んでいただくことが結果的にギャンブル依存症を引き起こさない対策に繋がるのではと感じています。以上でございます。

○樋口会長 他はいかがでしょう。浜田委員、その後、阿部委員お願いします。

○浜田委員 経済アナウンサーの浜田です。宝くじにつきましては、今回資料からものめり込みにくい仕組み、射幸心を煽らない仕組みとなっていると説明があり、先ほどより委員の方々からも依存症対策のための自主的な取り組みなども進めてこられている点は評価できる点です。ただ、少額投資で大きな利益が得られるかもしれないという期待感是人により存在しますし、数百円程度の購入で何億円もの賞金を得られる可能性があることが射幸心を刺激する場合も考えられます。

第13回のギャンブル等依存症対策推進関係者会議におきましても、ゲーム要素が高いと言われる仕組みのネット専用くじをはじめ、コロナ拡大前とのインターネットを利用したギャンブル行動の変化については、コロナ前と比較してインターネットを使ったギャンブル利用が増えたとされていました。そのような背景も踏まえ、引き続き射幸心を煽らないよう検討、予防教育・啓発を続ける必要があると考えています。以上です。

○阿部委員 私は宝くじに関して、1回目関係者会議の時から諸外国においては宝くじ収益金を依存対策費に回している状況があるという話をずっとさせていただきましたが、その時は依存症対策の対象になっていないということで議論からも外されてしまいました。ですがやはり考えるべきではないかと感じております。このギャンブル依存の議論の起点は、日本にIRカジノが作られるが、そこに対してどう対処するかという議論から始まっていると思います。そういった部分では、やはり諸外国と同等のレベルにしていくことが大事ではないか。そういう中で、諸外国において依存対策費用を宝くじ収益金でやっているところもあるのであれば、やはり同じように対応して国際基準に合わせていくことも必要と考えます。

それともう1つ、今日、皆さんにお配りしていませんが、大阪府遊技業協同組合が調査を実施し、2023年の12月22日から12月26日まで大阪府在住の156,290人に調査票を配布し有効回答が1万人に達した時点で終わらせていただきました。その、大阪IRカジノにおける責任あるギャンブルとギャンブル依存に関する調査報告がちょうど今日出てきまして、その中では各種目の継続率について宝くじが最も高い48.4%、次いでオートレースが37.7%。競馬が36.5%、競輪が35.6%、パチンコが26%という結果でした。「継続率」はギャンブル経験者における過去1年でギャンブル歴がある人の割合で、継続率の低さが依存へのなりにくさを表しているのではないかとレポートに出ています。このデータは大阪府遊技業協同組合のホームページを閲覧いただくと全部データが掲載されておりますので、皆さんも内容を確認頂き、それぞれ言い分はあると思いますが、その中で「我々が何をすべきか」というと、やはり依存になりにくい環境を作ること、また、依存症の方をいかにそこから引き戻すかという観点で考えていくことが大

事と思います。是非、そういった意味で色々な観点から物事を捉えていくべきだと思いましたが、意見を述べさせていただきます。以上です。

○樋口会長 多くの委員の方々に意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。辻本委員どうぞ。

○辻本委員 私は精神科医ですので医学的な視点、診断の観点からの発言になります。ギャンブルの原因が何かという点よりも、のめり込みが頻繁になるなど社会的な障害が出たらギャンブル依存症という診断がつきます。確かに今、ちゃんといろんな工夫をして依存症が高まらないようにされているようですが、依存症が高まっていく可能性を持っている事業ですので、生物学的に精神科領域の観点から言うと、宝くじ等はギャンブルの一種に入ってくると考えます。この辺は先生方にも意見いただきたいところです。以上です。

○樋口会長 他はいかがでしょう。とても大事な議論なので、参加されている委員の先生方、ぜひ意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。岡崎委員どうぞ。

○岡崎委員 岡崎でございます。先ほどから国の調査やギャンブル依存症予防回復支援センターの調査でも、やはり無視できない数パーセントの方が宝くじで困っている現状があるところを見ると、私は国としてはギャンブルに加えるべきではないかと思っています。

○樋口会長 他はいかがでしょう。まだ発言されてない方々がいらっしゃると思いますが、ぜひご発言をいただきたいと思いますが、こうやって自由に意見が言えるのは、おそらく今日が最後かもしれませんので、ぜひ多くの方々から意見を頂戴したいと思います。よろしく願いしたいと思います。いかがでしょう。伊ワミ委員、どうぞ。

○伊ワミ委員 イワミです。先ほどから宝くじがギャンブルに該当するかどうかという話をされていますが、僕は当事者なので、当事者の視点では当然パチンコとか競輪とは区別すべきだと思います。ですが、ギャンブルをしてしまう一番身近な存在で、ギャンブルに近い行為ができると考えており、ある程度の対策は必要かなと思います。

そういう対策を取っていけば、ギャンブル依存症になりにくいような世間というか、風習が作ればすごくいいなと思っています。そういう仕組みをしっかりと

作っていけば依存症の対策になると思います。

あと2点ほど意見を述べます。最初、ギャンブルの話題でいろいろ話をされていて、その中でコマーシャルの話が少し出ていました。公営ギャンブルやパチンコ業界とかいろいろありますが、テレビコマーシャルとかインターネットのコマーシャルをどんどん動画で見えるようになっていますが、その中で最後のほうにテロップでも良いので「のめり込みに注意してください」とか、そういう風にすれば、少しでも世間一般の人がそれを見て「病気になるんだ」という認識を持てるのではないかと思います。もうひとつはギャンブル相談件数の中で、アルコール件数よりギャンブル件数がすごく少ないのは衝撃的というか当事者からすれば少ないなと思っており、相談件数を増やせる相談しやすい仕組みをもう少し工夫すべきだと思います。以上です。

○樋口会長 ありがとうございます。他はいかがでしょう。池田委員お願いいたします。

○池田委員 最近宝くじの中でもスポーツを対象にしたスポーツくじがあったと思いますが、そもそも、くじは本当に完全に偶然性に左右されると思うのですが、最近発売されているスポーツくじは試合結果を予想して試合勝敗や点差に対してオッズをつけて、一試合単位でも賭け事ができる、いわゆる海外のスポーツベッティングにかなり近づいてきている印象を持っています。ですから完全に予測ができないくじの要素というより、予想できるオッズがついているものについてはかなり射幸心を煽るギャンブルに近づいてきているとの印象を持っています。特に海外のブックメーカーや、そういったスポーツベッティングで依存症になっている人もかなり見てきているので、今後スポーツ対象が拡大していったり、例えば試合結果だけではなくて、サッカーで言うとイエローカード数を予想させたりファール数を予想させたり、試合結果や試合展開により試合中に次々と賭けができるような、そういう、インプレイベッティングと呼びますが、そういうのがもし導入されるのであればかなり依存症が増えるのではと懸念しています。

本当にくじというのであれば、完全に予測できない偶然性に左右されるものと思いますが、スポーツ振興くじという「名称を変えたギャンブル」みたいな印象を持っていますので、その辺は今後議論が必要と個人的に思っています。以上です。

○樋口会長 スポーツ振興くじについて、今、池田委員から意見いただきましたが、スポーツ振興くじについて、他に何か意見はございますか。



○樋口参考人 宝くじについて、意見ではないですが、念のため事実説明だけをさせていただければと思っております。綺麗にまとめていただいております。いくつか誤解があった点だけ説明させていただければと思いますが、クイックワンのクレーンゲームの紹介をいただきましたが、結果はあらかじめ決まっております、演出的にまるでそのゲームが成功した、失敗したかのような演出はしていますが、完全に偶然で決まっている点だけは補足させていただきます。

あと、非常に高額の当せんがあったということで、これは普通に当せん倍率・払戻割合自体を変えておらず、たまたま本当に運が良かったと思えます。

あと先ほど委員の方から宝くじについて継続性が高いというご指摘をいただきましたが、これは我々の調査にもありますが、ギャンブルという意味ではなく家族の楽しみのように季節イベントのようになっており購入している層もかなりの数いらっしゃる点が、宝くじの特性としてあると思えます。その辺はもう少し詳しく分析が必要と感じながらお聞きしていた次第です。

皆様にいろいろご指摘いただいたところですが、引き続き自主的な取組はしっかり継続しながら、宣伝も射幸心を煽らない内容に工夫していきたいと考えており、その点もご考慮いただければありがたいと思えますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○樋口会長 吉倉委員、どうぞ。

○吉倉委員 ご説明ありがとうございます。こちらのクイックワンの画面に関しましても、当然演出であるということはよくよく理解をしております。一方、この演出であるがためと言いましょか、買っていらっしゃる方は、演出というよりもやっぱりゲームに勝った・負けたというところが、どうしても主眼になりやすいという状況でございます。例えばネットなど見ても、クイックワンのゲーム結果についてはゲームと無関係というのは理解しておりますが、一般の方は面白みがあってギャンブル性があり更に買いたくなる、よくできた仕組みではないかと思えます。そのため、同じギャンブルという世界観で多くの方に理解されているものと理解しております。

○樋口会長 それでは総務省、何かございましたら、どうぞ。

○森川参考人 貴重なご意見を頂戴したと思っております。先ほどのクイックワンの話でもう1点、追加で説明させていただくと、ゲームと申しましても操作ができるわけではなく単なる映像が流れるだけで操作性等は特にないので、その点を併せて付言させていただきます。いずれにしましても、先ほど協議会から話が

ありましたように、しっかりと取り組んでいるところで、またこれからさらに拡充した取組をしていく話があったかと思えます。宝くじコールセンター等も設けていますが、先ほど特段相談はないということですが、恐らく窓口がある旨をきっちり伝えられていない部分もあると思えますので、そういった点も対応していることを伝えながら、先ほど辻本委員からも相談窓口があることは非常にありがたいとの話もいただきましたので、そういう点でもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

○樋口会長 それではスポーツ庁の方、いかがでしょうか。特にございませんか。山口委員、どうぞ。

○山口委員 本日の資料「進捗状況と評価」の記述において事業者が行政も含めて連携して、ギャンブル等依存症防止のための取組を行っていくことが重要だという趣旨が強調されている中で、同じような性格を持つ、ギャンブルに類似した宝くじだけ独自の取組というのは、ギャンブル依存症対策を有機的に、有効に進めていく上でまだ足りないのではないかと考えております。ですので、ここは国全体として一体として取り組む方が私はいいと思っております。

○樋口会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。それではこの議題の議論についてはこれで終わりにしたいと思います。

本日の議論ですが、活発な議論、ご意見ありがとうございました。議論はここまでとしたいと思います。本日の議事録につきましては事務局で作成し、各発言者に内容を確認させていただいた上で、できるだけ速やかに公表したいと考えております。

次回の会議の予定など、事務局から事務連絡事項などございましたらよろしくお願い致します。

○岸本参事官 次回の会議についてですが、基本計画の変更案についてご議論いただきたいと思っております。事務局の方で会長と相談しながら、本日の議論内容も踏まえまして、資料を準備します。日程などにつきましては、後日改めて案内したいと思います。以上でございます。

○樋口会長 ありがとうございます。それでは以上をもちまして、第15回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

以上